

原告準備書面1

本件権利侵害の基本構造と答弁書の対応の誤り

読書会「安保法制違憲訴訟を読む」



2018年3月13日

山口あずさ

東京ボランティア市民活動センターにて

本書面の内容

- 第2 本件侵害行為の重大性、すなわち新安保法制法の違憲性ないし憲法破壊の重大性について明確にし、
- 第3 それが原告らの権利・利益を侵害する現実的な危険性について論じ、
- 第4 これらを踏まえて被告答弁書の基本的誤りと不当性を明らかにし、
- 第5 本件における権利・利益の侵害の性質・内容が法的に保護されるべきものであることを論ずることにより、被告の主張に対する反論とする

第1 1 被告の主張: 主張自体失当であるから請求棄却

第1 公務員の職務行為による加害と権利侵害

○新安保法制法の制定行為の違憲性 ← 憲法9条と憲法99条の規定について認め、その余は事実の主張ではなく、争点とも関連しないので認否せず

第2 新安保法制法は違憲、制定に係る内閣・国会の行為は違法

○集団的自衛権の行使が違憲であること

- 集団的自衛権行使容認の違憲性 ← 事実の主張ではなく、争点とも関連しないので、認否の要を認めない。
- 立憲主義の否定 ← 憲法条文の趣旨については、認め、「26・7閣議決定」「27・5閣議決定」及び平和安全法制整備法が立憲主義の根本理念を踏みにじり、憲法96条の改正手続きを潜脱して国民の憲法改正に関する決定権を侵害するとの点は、事実の主張ではなく、争点とも関連しないので、認否の要を認めない。

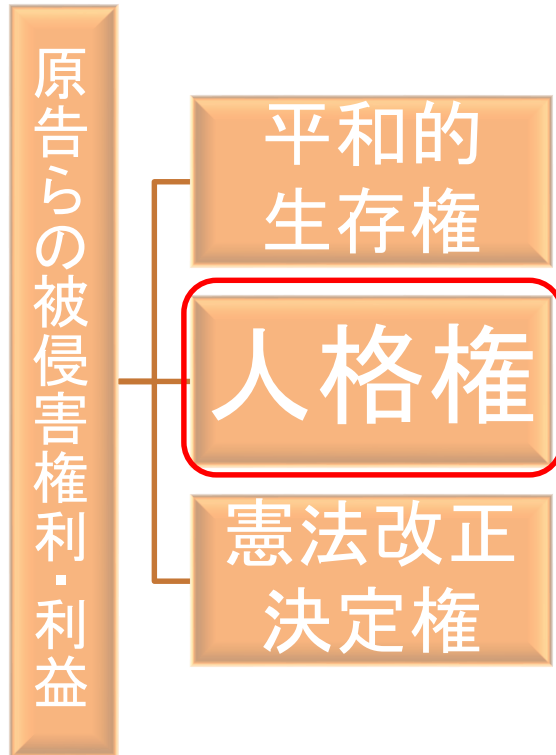
第3 原告らの権利侵害 ← 否認ないし争う。原告らに国賠法上保護された権利ないし法的利益の侵害があるとはいえない。

【別紙】原告らの権利侵害の具体的内容 ← 一部の原告らに関する主張であるにもかかわらず、原告らの特定がされておらず、認否の限りでない。

第1 1 原告の主張: 主張をつくし反論すべき

- 被告の主張は、
 - 新安保法制法の違憲性の議論を回避し、原告らの権利侵害ないし被害及び損害を否定して、原告らの主張の内容に正面から対応せずに済まそうとするもの
 - 被告の態度は、不法行為法理の基本を誤るもの
 - 平和主義に基づく日本の国の基本的な在り方と憲法秩序を根底から覆す新安保法制法を制定し、これによって原告ら国民・市民の基本的な権利を侵害した被告国として、不誠実極まりないもの
 - 原告らが、新安保法制法の制定によっていかに深刻な被害を受けているか、被告は正面から、被告の立場において新安保法制法の違憲性の問題について主張を尽くし、また、原告らが主張する具体的な権利侵害・被害の内容について認否、反論をすべき

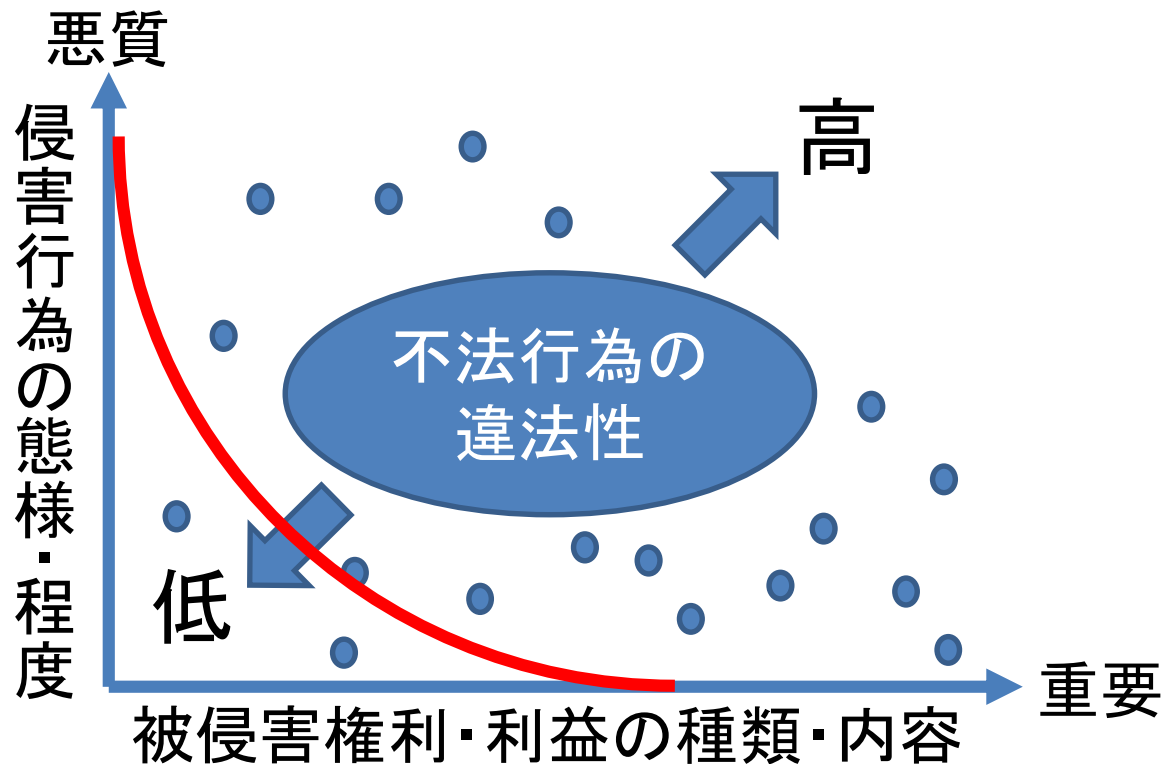
法的保護利益の存在



- 原告らが主張する平和的生存権、人格権及び憲法改正・決定権の内容及びこれに対する侵害の具体的実態は、その被害の内容は重大かつ深刻であり、決して「法的保護に値しない」などという一言で排除できるようなものではない。
- 平和的生存権や憲法改正・決定権についてはその具体的権利性ないし裁判規範性に争いがあるとしても、裁判上也確立した権利である人格権の侵害については、一律にその権利・利益の性質論から法的保護利益なしとして片付けられるはずもなく、原告各人の具体的被害の内容に即してその侵害の違法性、法的保護の必要性が判断されるべきものである。
- 被告の答弁書のように、その被害の具体的内容にかかわらず、権利ないし利益自体として法的保護に値しないなどということとはできない。

第4 1(3) 侵害行為の違憲性判断の必要 不可欠性

- 不法行為の違法性は、侵害行為の態様・程度と被侵害権利・利益の種類・内容との**相関関係**によって判断される

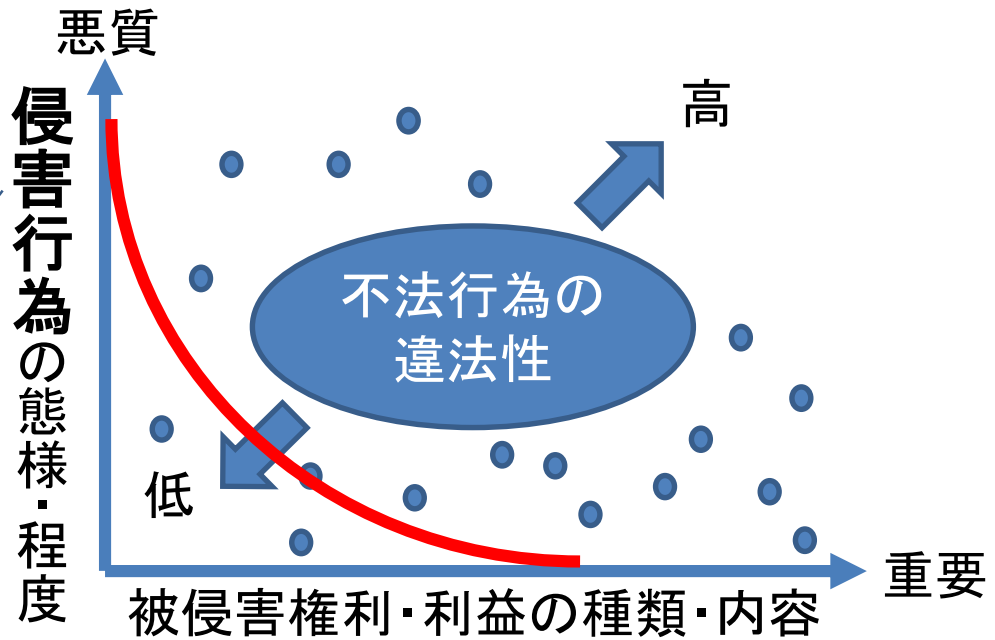


第4 1(3) 侵害行為の違憲性判断の 必要不可欠性

違法性判断の対象

原告の権利を
侵害するか？

26.7閣議決定
27.5閣議決定
新安保法制の制定



【内容】

- ・集团的自衛権の行使を可能にした
- ・外国軍隊の武力行使と一体化し又はその危険性を有する後方支援活動及び協力支援活動を可能にした

第4 1(3) 侵害行為の違法性

- 侵害行為(新安保法制の制定)の違法性
 - 侵害行為の違憲性によって基礎づけられる

違憲性判断

新安保法制
・内容
・憲法違反性

侵害行為の態様・程度として検討判断

【違憲性】

前文及び憲法9条 + 制定手続 + 立憲主義・平和主義の基本原則
(基本理念への適合性)
96条(憲法改正手続)
98条(憲法の最高法規制)
99条(憲法尊重擁護義務)

第4 2 法的保護利益に関する被告の主張

- 被告の主張
 - 国家賠償制度
 - **個別の**国民の権利
 - 法的利益の侵害を救済するもの
 - 国賠法1条1項の違法は、当該個別の国民の権利ないし法的利益に対する侵害があることを前提としており、権利ないし法的利益の侵害が認められない場合には、国賠法上の違法を認める余地はない。これは、国賠法が民法の不法行為(709条以下)の特別法であることから明らかである。

【参考】

- 国家賠償法
 - 第一条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。
- 民法
 - (不法行為による損害賠償)第七〇九条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

第4 2 法的保護利益に関する被告の主張

• 原告の反論

– 権利ないし法的利益の侵害

- 侵害行為の態様・程度と被侵害権利・利益の種類・内容との相関関係によって判断されるのであって、それは、「国賠法が民法の不法行為の特別法であることから明らかである」。

– 平和的生存権、人格権及び憲法改正・決定権

- (被告は、)法的保護の対象となる権利・利益ではないと主張するもののようであるが、本件においてこれらの権利・利益の侵害が違法なものかどうかは、上述した侵害行為の態様・程度との相関関係において判断されるべきものであり、ア・プリオリに原告主張の権利・利益が法的保護に値しないなどという立論は成り立たない。

– 被告の応訴態度

- 新安保法制法の違憲性に関する主張に対して「事実の主張ではなく、争点とも関連しないので、認否の要を認めない」とする居丈高な被告の応訴態度は、根本的に誤り
- 原告の新安保法制法の違憲性の主張に対し、認否・反論を回避することは許されず、誠実に応答しなければならない。

第4 3 集团的自衛権の行使容認についての 被告の答弁について

第2 新安保法制は違憲、制定に係る内閣・国会の行為は違法

2. 集团的自衛権の行使が違憲であること

(1) 集团的自衛権の行使容認

第1段落 ← 法律の制定について認。平和安全法制整備法が自衛隊による集团的自衛権の行使を可能としてとの主張は、原告らのいう集团的自衛権の内容が明確でなく、認否の限りでない。



原告の主張は、従来の政府の主張

怒

被告の答弁は、認否を回避するためのいいがかりないし逃げ口上にほかならない。被告はきちんと、原告の主張に対して認否、反論をしなければならない。

第4 3 集団的自衛権の行使容認についての 被告の答弁について

• 被告

- 平和安全法制整備法による改正後の自衛隊法及び改正後の事態対処法において認められる武力の行使のうち、
国際法上は集団的自衛権の行使として違法性が阻却されるもの

- 他国を防衛するための武力の行使ではなく、飽くまでも我が国を防衛するためのやむを得ない必要最小限度の自衛の措置にとどまるものであるから、憲法9条の禁ずる武力の行使に当たるものではない
- 他国を防衛すること自体を目的とする集団的自衛権の行使は認められない。

|| イコール

平和安全法制整備法に基づいて認められた集団的自衛権の行使は
憲法9条に違反しないとの主張

↑
なぜ合憲なのか？

問題は、

「国際法上は集団的自衛権の行使として違法性が阻却される」武力の行使とは？

なぜそれが「憲法9条の禁ずる武力の行使に当たるものではない」のか？

第4 3 集団的自衛権の行使容認についての 被告の答弁について

- 被告

- 新安保法制法によって新たに認められた集団的自衛権の行使、すなわち存立危機事態における防衛出動が、「他国を防衛するための武力の行使ではない」



被告国の立場に立っても、我が国を防衛しようとするものであると同時に、あるいはそのためにも、他国をも防衛しようとするものであることは否定できないはず

この点もあいまいにすることは許されない。

被告は、被告が採っている見解の正当性を具体的に主張しなければならない。

第4 4 政府の憲法9条解釈における集団的自衛権の禁止についての答弁について

2. 集団的自衛権の行使が違憲であること

(2) 憲法9条の解釈における集団的自衛権行使の禁止

← 自衛隊の武力行使につき、過去の政府発言を認め、また、自衛隊が「必要最小限度の実力組織で」あり、「海外派兵」は、一般に、自衛のための必要最小限度を超えるものであって、憲法上許されないが、他国の領域における武力行動でいわゆる自衛権発動の三要件に該当するものがあるとするれば、憲法上の理論としては、そのような行動をとることが許されないわけではないと解していることは認める。その余は、原告らの意見ないし評価にわたるものであり認否の限りでない。

自衛権発動の3要件

- ①日本に対する急迫不正の侵害があること、すなわち武力攻撃が発生したこと
- ②これを排除するために他の適当な手段がないこと
- ③必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと

「争う」じゃないのはなぜ？



第4 4 原告の主張

被告は、明確に認否し、必要な反論を行え

• 原告の主張

– (前頁の主張は)これまでの政府の憲法解釈における重要事項についてであって、被告(政府)自らがこれまでに示してきた憲法9条解釈がどうであったかである。それは、

基本的争点

- 過去の事実であり、性質上も認否の対象である
- 今回の平和安全法制整備法による集団的自衛権の行使等がこれまでの政府解釈を超えるものかどうか
- 違憲かどうか、違憲で危険な武力の行使として、原告らに身の危険その他の権利侵害をもたらすものかどうか

怒

答弁書のようなあいまいな認否は許されない

第4 4 原告の主張

従来 of 政府 of 憲法解釈が変ったのか

- 「我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、
 - ① 我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、
 - ② これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに、
 - ③ 必要最小限度の実力の行使をすること」
は、従来 of 政府見解 of 基本的な論理に基づく自衛のための措置として、憲法上許容されるとし、この武力の行使は、国際法上は集団的自衛権が根拠となる場合があるが、憲法上はあくまでも「自衛の措置」として許容されるものである、とした。

新
三
要
件

新安保法制法 of これら従来 of 政府 of 憲法解釈が変ったのかどうか、
変ったとすればどこをどう変えたのか及びその正当性を、
訴状第2 of 2「(4)集団的自衛権行使容認の違憲性」
「(5)立憲主義の否定」(訴状18～21頁)に対する認否・反論を含めて、
具体的に主張すべきである。

怒

第4 4 原告の主張

従来 of 政府 of 憲法解釈が変ったのか

• 被告は

– 「従来から、武力行使の目的を持って武装した部隊を他国の領土、領海、領空へ派遣するいわゆる『海外派兵』は、一般に、自衛のための必要最小限度を超えるものであって、憲法上許されない」と主張しているが、

怒

- これは現在も維持されている政府見解か？
- その場合に存立危機事態における防衛出動はここにいう「海外派兵」にならないのか？
- ならないとすればなぜなのか？
- その法文上の根拠はどこにあるのか？
- さらには安倍首相が一貫して例示してきたホルムズ海峡における機雷除去の位置づけ等を含めて、明確にすべき！

第4 5 後方支援活動等と武力行使の一体化の問題についての被告の答弁

• 被告は、

- 法律や閣議決定の記載内容を記述するにとどまり、それ以外の原告の主張については、違憲性の主張を含めて、「事実の主張ではなく、本件の争点との関連性がないから、認否の要を認めない」などとして、認否をしようとする
- しかし、少なくとも訴状の当該主張のうちの「(2) 後方支援活動等の他国軍隊の武力の行使と一体化」の項目中の「ア」(訴状23～24頁)は、
 - 後方支援活動等と憲法9条との関係についてこれまでの政府が採ってきた「他国軍隊との武力行使との一体化」の問題であり、
 - 被告(政府)自らがこれまでに示してきた憲法9条解釈がどうであったかである。
 - それは、集団的自衛権に関する被告の答弁について指摘したと同様、過去の事実であり、性質上も認否の対象であるとともに、今回の平和安全法制整備法や国際平和支援法による後方支援活動等の実施がこれまでの政府解釈を超えるものかどうか、違憲かどうか、そして違憲で危険な武力の行使として、原告らに身の危険その他の権利侵害をもたらすものかどうかを左右する、まさに本件の基本的争点なのである。したがって、あいまいな認否は許されない。

怒

請求原因と認否

第2 新安保法制法は違憲、制定に係る内閣・国会の行為は違法

3. 後方支援活動等の実施はいずれも違憲であること

(3) 後方支援活動等の他国軍隊の武力の行使と一体化

ア ← 自衛隊イラク派遣差止訴訟(名古屋高裁)の判示及び旧法に関する事実関係のみを認め、その余は、原告らの意見ないし評価にわたるものであり認否の限りでない。

- 従来の政府解釈では、=略=他国軍隊の武力行使と「一体化」しなければ憲法上の問題は生じないとの解釈
- 周辺事態法(平成11年)において、「米軍の支援を行うことができる地域を『後方地域』=略=に限定し、米軍の武力行使と一体化しない
- 自衛隊の活動領域を「非戦闘地域」に限定

原告

認否・反論をした上で、被告は、新安保法制法のこれら従来の政府の憲法解釈が変わったのかどうか、変わったとすればどこをどう変えたのか及びその正当性を、訴状第2の3「(3) 後方支援活動等の他国軍隊の武力の行使と一体化」の項目中の「イ」及び訴状第2の3「(4) 後方支援活動等の違憲性」の主張(訴状24~25頁)に対する認否・反論を含めて、具体的に主張すべきである。

怒

請求原因と認否

第2 新安保法制は違憲、制定に係る内閣・国会の行為は違法

3. 後方支援活動等の実施はいずれも違憲であること

(3) 後方支援活動等の他国軍隊の武力の行使と一体化

イ ← 新法に関する事実関係及び考え方を認め、自衛隊の後方支援活動が憲法9条に違反するとの点は、事実の主張ではなく、争点とも関係しないので、認否の要を認めない。

重要影響事態法
国際平和支援法

後方支援(現に戦闘行為を行っている現場ではない場所)

- 弾薬の提供
- 戦闘行為のために発進準備中の航空機に対する給油・整備

他国軍隊の
武力行使への直接支援

政府
「武力行使の一体化」は生じない

戦闘の実態に目をつぶった欺瞞

憲法9条に違反することが明らか

請求原因と認否

第2 新安保法制は違憲、制定に係る内閣・国会の行為は違法

3. 後方支援活動等の実施はいずれも違憲であること

(4) 後方支援活動等の違憲性 ← 事実の主張ではなく、争点とも関連しないので、認否の要を認めない。

－ 後方支援活動の実施も憲法9条に違反

- 閣議決定
 - 法律制定
- 立憲主義を踏みにじるもの
憲法96条の改正手続きを潜脱

国民の憲法改正に関する決定権を侵害

国賠・差止 訴状・答弁書・準備書面

[国賠]	[差止]
訴状 第1次提訴(2016/4/26)	訴状(2016/4/26)
訴状 第2次提訴(2016/11/22)	
訴状 第3次提訴(2017/8/10)	
答弁書 第1次提訴・第2次提訴・第3次提訴	答弁書
準備書面1(本件権利侵害の基本構造と答弁書の対応の誤り)	準備書面1(本件権利侵害の基本構造と答弁書の対応の誤り)
準備書面2(平和的生存権の権利性・被侵害利益性)	
準備書面3(被害論その1)	
	準備書面3(厚木基地判決と差止めの訴えの正当性)
準備書面4(立法不法行為と新安保法制法制定過程の違法性)	
準備書面5(憲法改正・決定権とその侵害による被害)	
	準備書面6(被害論・その1)
準備書面6(被害論その2)	
被告準備書面(1) H29.3.3	
準備書面7(被告準備書面(1)への反論)	

国賠・差止 訴状・答弁書・準備書面

[国賠]	[差止]
準備書面8(人格権の被侵害利益性と具体的被害)	準備書面7(同)
	準備書面8(立法不法行為における職務行為基準説と相関関係論について)
準備書面9(駆け付け警護等及び武器等防護について)	訴状(追加提訴)安保法制違憲駆け付け警護等差止請求(2017/8/10)
被告準備書面(2) H.29.6.2	
準備書面10(新安保法制法の違憲性・総論)	準備書面9(同)
準備書面11(新安保法制法の違憲性・各論)	準備書面10(同)
準備書面12(新安保法制法の背景と日本の国家・社会の変容)	準備書面11(同)
被告準備書面(3) H29.9.28	被告準備書面(1) H29.7.10
	準備書面12(被告準備書面(1)に対する反論)
	準備書面13(処分性に関する予備的主張)
	被告準備書面(2) H29.10.27
	被告準備書面(3) H29.10.27

国賠・差止 訴状・答弁書・準備書面

[国賠]

[差止]

準備書面13(違憲審査制と裁判所の役割) | 準備書面14(同)

準備書面15(被害論・その2)